

読み替え表（中学校）〈教育職員免許法施行規則の条文及び通知文をもとに作成〉

昭和 29 年改正規則	昭和 63 年改正規則	平成 10 年改正規則	平成 29 年改正規則	令和 3 年改正規則
○教科に関する専門科目	○教科に関する科目	○教科に関する科目	○教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）	
○教科教育法	○教科教育法に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）	○教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	○教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。）
○教育原理 ○教育心理学、青年心理学	○教育の本質及び目標に関する科目 ○幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ○教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） ○教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）	○教育の基礎的理解に関する科目	○教育の基礎的理解に関する科目
○道徳教育の研究	○道徳教育に関する科目 ○特別活動に関する科目 ○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目 ○生徒指導及び教育相談に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。） ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
○教育実習	○教育実習	○教育実習 ○教職実践演習	○教育実践に関する科目	○教育実践に関する科目

読み替え表（高等学校）〈教育職員免許法施行規則の条文及び通知文をもとに作成〉

昭和 29 年改正規則	昭和 63 年改正規則	平成 10 年改正規則	平成 29 年改正規則	令和 3 年改正規則	令和 4 年改正規則
○教科に関する専門科目	○教科に関する科目	○教科に関する科目	○教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）		
○教科教育法	○教科教育法に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）	○教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	○教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。）	
○教育原理 ○教育心理学、青年心理学	○教育の本質及び目標に関する科目 ○幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ○教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	○教職の意義等に関する科目 ○教育の基礎理論に関する科目 ○教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） ○教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）	○教育の基礎的理解に関する科目		
○道徳教育の研究	○道徳教育に関する科目 ○特別活動に関する科目 ○教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目 ○生徒指導及び教育相談に関する科目	○教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。） ○生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ○教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）	○道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・総合的な学習の時間の指導法	・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・総合的な探究の時間の指導法
○教育実習	○教育実習	○教育実習 ○教職実践演習	○教育実践に関する科目		